○経済産業省告示第四十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月一日付けをもつて左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名	登録番号	氏名
103470	山口　一	209413	執行　正浩
212477	宮崎　貴夫	300623	山崎　秀夫
402699	中安　啓文	402705	三角　隆司
408486	前川　卓志	408487	髙椋　聡子
408488	佐藤　一宏	408489	井上　淳也
408490	宇都良英生	408491	岡本　哲也
408492	小永井　心	408493	後藤　謙三
408494	藤井　利昭	408495	星野　剛
408496	杉中　貴	408497	田中　麻美
408498	溝口　稔朗	408499	髙橋　佳希
408500	栗岡　七巳	408501	岸川　信二
408502	妹尾　周司	408503	深田　伸也
408504	柴田　淳	408505	長谷川　晃
408506	新田　盛久	408507	綿谷　元志
408508	吉瀬　圭介	408509	野上慶太郎
408510	徳永　吉宣	408511	小林　伸之
408512	山口　隆志	408513	片山　悦子
408514	鳴重　泰	408515	若原　忍
408516	照井　克文	408517	小池　和彦
408518	中内　善文	408519	佐々木　敏
408520	脇森　浩志	408521	平井　貴雄
408522	小川　能寛	408523	髙松　大裕
408524	薬師寺　肇	408525	浅野　太郎
408526	野上　晃	408527	小島　央生
408528	関　隆幸	408529	小林　一
408530	寺岡　久継	408531	澤村　英樹
408532	尾崎　篤史	408533	峰岸　徹
408534	伊藤　文彦	408535	飯塚　淳
408536	小野　広人	408537	中野　俊之
408538	渡部　真吾	408539	津田　輝久
408540	北畠　祥	408541	田邊　心技
408542	高野　順一	408543	齊藤　史朗
408544	赤木　俊之	408545	月野　允裕
408546	中野貴比呂	408547	上野　貴彦
408548	原辺　正守	408549	柳澤　貴
408550	寺西　哲平	408551	笠井　隆志
408552	𠮷崎　仁史	408553	松下　正路
408554	平井　淳一	408555	鈴木　隆文
408556	髙野　幹	408557	野村　佳伸
408558	鈴木　紳平	408559	鈴木　敦
408560	宮本　正教	408561	㟢田　裕紀
408562	前田　貴規	408563	宮原　禎典
408564	佐野　洋一	408565	菊谷　智子
408566	古屋　寛子	408567	北浦　弘一
408568	坂本　裕司	408569	松崎　研一
408570	里　政幸	408571	小泉　秀明
408572	田中　裕平	408573	近藤　隆生
408574	春名　智裕	408575	春日　将司
408576	小𡈽　孝彦	408577	阿部　忠浩
408578	振木　正明	408579	田中　崇寛
408580	西村　兼明		

○経済産業省告示第四十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年三月一日付けをもつて中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	（変更後）	（変更前）
403696	渡邊　賢司	渡辺　賢司
406713	古市今日子	齋藤今日子

○経済産業省告示第四十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月一日付けをもつて中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
208695	坂井　浩二

○国土交通省告示第三百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道226号改築工事（平川道路・鹿児島県鹿児島市平川町字高落地内から同市同町字瀧ノ下地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県鹿児島市平川町字高落、字砂取、字打越、字中尾、字前原、字海ノ上、字黒岩、字港ノ上、字南田、字大畦町、字鬼ヶ藪、字大崎、字柊木畑、字峠ノ下及び字瀧ノ下地内

２　使用の部分　鹿児島県鹿児島市平川町字高落、字砂取、字打越、字海ノ上、字黒岩、字港ノ上、字南田、字大畦町、字鬼ヶ藪、字大崎、字柊木畑、字峠ノ下及び字瀧ノ下地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県鹿児島市平川町字高落地内から同市平川町字瀧ノ下地内までの延長2.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道226号改築工事（平川道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道226号（以下「本路線」という。）は、南さつま市を起点とし、枕崎市、南九州市及び指宿市を経由して鹿児島市に至る延長約157㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する南さつま市、枕崎市、南九州市及び指宿市（以下「南薩地域」という。）は、薩摩半島の南部に位置し、自然公園、温泉等の観光資源を有しており、本路線は南薩地域と鹿児島市とを結ぶ路線として、観光等を始めとする地域産業の経済活動における重要な役割を果たすとともに、沿線における地域住民の生活道路としても重要な役割を担っている。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、観光等に伴う通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量の多い道路であるにもかかわらず、２車線道路であり、右折車線もほとんど整備されていないことから、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、鹿児島市平川町地内で28,430台／日、混雑度は2.52となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、現道の交通混雑が緩和されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が生活環境等に与える影響について起業者